



決	校 長	教 頭	担当者	文書係
裁				 4-4-21

事 務 連 絡

平成 22 年 7 月 15 日

各所属所事務担当者 様

公立学校共済組合高知支部
共済班短期給付係 山本
TEL : 088-821-4813

育児休業手当金の制度改正に係る事務手続きについて（依頼）

平素は、当共済組合の事務手続きにご協力いただきまして誠にありがとうございます。

今回同封の平成 22 年 7 月 15 日付け公共高第 258 号「育児休業手当金の制度改正について」において、制度の概要等についてはお知らせでしたが、具体的にどういった証明書類を徴するかなどの詳細は、現在、他の共済組合（地方職員共済組合・警察共済組合など）との間で調整中のため、追って通知するとの連絡を当共済組合本部から受けております。

従って、当共済組合高知支部といたしましても、本部通知を受けてから、「福祉事務の手引き」への加除追録も含め、各所属所に事務手続きの詳細を通知する予定ですが、その間に当該制度改正の対象者が出てきた所属所については、個別に高知支部担当者までお問い合わせください。

事務担当者様にはお手数をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

※ 補足

平成 22 年 7 月 15 日付け公共高第 258 号「育児休業手当金の制度改正について」の〈参考 2〉の 2・3・4・5 について、当該子が 1 歳に達する日後も育児休業手当金の支給を受けようとする組合員の配偶者は、その子の 1 歳に達する日以前のいずれかの日において地方公務員等共済組合法第 70 条の 2 第 1 項に規定する育児休業をしていることが前提です。

同様に、〈参考 2〉の 7 の場合も、延長支給の判断の時点で、支給を受けようとする組合員（父）の配偶者（母）が、その子の 1 歳に達する日以前のいずれかの日において地方公務員等共済組合法第 70 条の 2 第 1 項に規定する育児休業をしていることが前提です。